

# 平成29年度（第14回） のり面施工管理技術者資格 更新特別講習会および更新登録

## 案内書

### 【更新特別講習会】

東京	平成29年10月7日（土）
大阪	平成29年10月21日（土）
福岡	平成29年10月28日（土）

### 【受講申込受付期間】

平成29年7月10日（月）～9月8日（金）

### 【更新登録申請期限】

平成29年12月15日（金）



一般社団法人 全国特定法面保護協会

〒105-0004 東京都港区新橋5丁目7番12号

丸石新橋ビル3階

TEL.03(3437)2588 FAX.03(3437)2566

ホームページ <http://www.norimen.or.jp/>

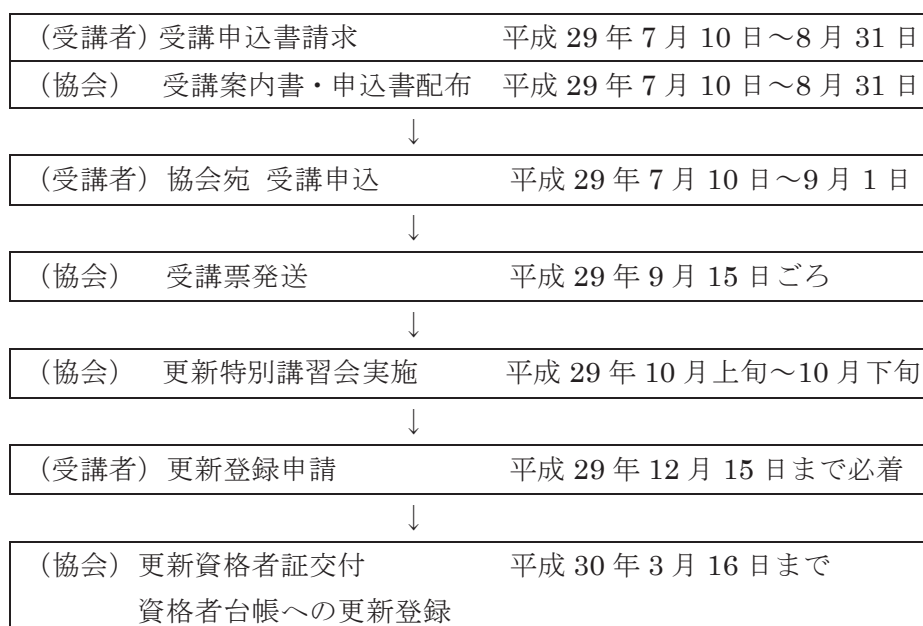
## 1. 資格更新登録の概要

当協会では、平成 11 年度から「のり面施工管理技術者資格試験」を実施し、合格者には資格認定を実施してまいりました。

この資格を登録した技術者の登録有効期間は 5 年となっており、当協会「のり面施工管理技術者」資格認定規則第 19 条により、資格更新の際には更新特別講習を受講することとなっております。

この更新特別講習会の目的は、「のり面施工管理技術者」に必要な幅広い知識と技術の向上を図るとともに、有資格者の技術力維持の機会を提供することにあります。

資格更新の手順は以下のとおりです。



### 【資格更新の手順とスケジュール】

## 2. 資格更新対象者

今年度は、平成 14 年度、平成 19 年度と平成 24 年度に実施された「のり面施工管理技術者資格試験」に合格し、資格登録をした技術者を対象とします（資格者証の有効期限＝平成 30 年 3 月、登録番号の上 2 桁が 03 と 08 と 13 の方）。さらに、平成 11～23 年度の合格登録者で平成 16～28 年度に更新できなかった方、及び所在不明等のために案内書が届かず更新できなかった方も含まれます（資格者証の有効期限の切れている方）。

資格更新希望者は必ず更新特別講習を受講し、更新登録を行ってください。

### 3. 更新特別講習について

#### (1) 更新特別講習会の日程と会場

講習会は次の3会場で実施されますので、受講希望地を選択してください。

#### 【更新講習会会場】

地 区	日 時	会 場 ※
東 京	平成 29 年 10 月 7 日 (土) 13 : 00 ~ 17 : 00	【ベルサール神田】 東京都千代田区神田美土代町 7 住友不動産神田ビル 2・3F
大 阪	平成 29 年 10 月 21 日 (土) 13 : 00 ~ 17 : 00	【新梅田研修センター】 大阪府大阪市福島区福島 6-22-20
福 岡	平成 29 年 10 月 28 日 (土) 13 : 00 ~ 17 : 00	【福岡県中小企業振興センター】 福岡県福岡市博多区吉塚本町 9-15

※ 会場案内図はそれぞれのホームページ、または当協会のホームページをご参照ください。

#### (2) 受講受付期間

- ① 受講案内書・申込書配布 (本書)  
平成 29 年 7 月 10 日 (月) ~ 8 月 31 日 (木)
- ② 受講申込受付  
平成 29 年 7 月 10 日 (月) ~ 9 月 8 日 (金) (必着)

#### (3) 受付場所

一般社団法人 全国特定法面保護協会 事務局  
〒105-0004 東京都港区新橋 5 丁目 7 番 12 号 丸石新橋ビル 3 階  
(お問い合わせ)  
TEL. 03 (3437) 2588  
FAX. 03 (3437) 2566  
メール : info@norimen.or.jp

#### (4) 送付書類

- この案内書には次の書類を同封しています。
- ① 受講申込書 (様式 1) ② 受講票 (はがき) ③ 出欠票 ④ 振込用紙 (更新講習用)
  - ⑤ 更新登録申請書 (様式 2) (更新講習会受講後に提出下さい。また、更新登録料振込用紙は講習会時に配布します。)
  - ⑥ 受講申込用封筒

#### (5) 受講料 当協会会員 : 8,000 円 一般 : 11,000 円 (いずれも税込み)

- ・ 受講申込者の所属する会社が当協会の会員である場合、会員扱いとなります。協会HPにて会員会社をご確認下さい。
- ・ 郵便振替口座 : 00180-2-411589
- ・ 加入者名 : (社) 全特法面協会・更新講習会係

- (注) ① 振込手数料は申込者の負担となります。  
② 振込金受領証のコピーを受講申込書に貼付してください。  
③ 原則として、講習会中止以外、納付済みの受講料は返却しません。  
④ 振込用紙を 1 枚同封します。

#### (6) 受講申込み

以下の書類に記入し、封筒に入れて当協会事務局（本書表紙住所）へ送ってください。

① 受講申込書（様式 1）

楷書で所定事項を記入し、指定位置に捺印する。

② 受講票（はがき）、出欠票

はがき（受講票）に必ず 62 円切手を貼付し、受講者の住所と氏名を記入してください。受講票はこの住所に配達されます。

③ 顔写真 1 枚（縦 3.0cm×横 2.5cm、6 ヶ月以内に撮影したもの）

無帽・正面・上半身を写した鮮明なもの。デジカメ写真の場合は写真用光沢プリントに限ります。ポラロイド写真及びスナップ写真は不可。写真の裏に受講地・氏名を明記し、出欠票の所定の位置に貼付してください。

（注） i. 提出書類は、記載もれのないように十分確認ください。

ii. 申込書類は返却しません。

iii. 更新登録申請書（様式 2）は、講習会受講後の更新登録時に使用ください。

（下記 4. を参照下さい）。

#### (7) 受講票の送付

受講申込の受付後、受講票（はがき）を受講者あてに郵送します。9 月 15 日ごろ発送予定です。

#### (8) 受講に必要なもの

① 受講票（紛失したり忘れてしまった場合は、原則として受講できませんので、受講日まで大切に保管し、当日は必ず持参してください。）

② 鉛筆・消しゴム

#### (9) レポートの提出

講習会の最後に、講習会場でレポート（400 字以内）を書いていただきます。レポートのテーマは当日の講習会に関連したものです。レポートを提出した方には「受講修了証明」を発行しますので CPDS の登録にご活用下さい。なお、白紙は受け付けません。

#### (10) 講習会場における注意事項

① 当日、受講票を持参しない人は、原則として受講できません。

② 昼食は講習会会場ではとれないので、外で済ませてください。入場は 12 時 30 分から開始しますので、12 時 50 分までには着席ください。

③ 受講番号によって指定された位置に着席し、受講票を受講番号札の横に置いてください。講習中にご本人の確認を数回行います。

④ 指定の場所以外での喫煙は禁止します。

⑤ 他人に迷惑をかけるような行為を行った受講者は、即時退場していただきます。

⑥ 講習会中は携帯電話の電源を切ってください。

⑦ レポート記述用紙には、受講番号と氏名を必ず記入してください。

⑧ 自家用車、バイクでの来場はご遠慮ください。

※会場付近のスーパー、コンビニ等の店舗駐車場には絶対に停めないでください。

\*\*\*\*\*

（以下は講習会受講後の手続きです。）

#### 4. 資格更新登録について

上記の更新特別講習を受講した方は、以下の要領に従って申請書類を作成し、協会まで

更新登録申請手続きを行ってください。

(注：更新登録は講習会受講の後にお願いします。受講申込みと同時の申請はご遠慮下さい。講習会を受講しなかった場合は登録できません。)

#### (1) 申請書類

- ①「のり面施工管理技術者更新登録申請書」(様式2) この案内書に同封されています。  
カラー写真と申請料 5,500 円の“郵便振替受領証”のコピーを貼付する(下記)
- ②「カラー写真」2枚
  - ・ 縦 3.0 cm×横 2.5 cm、6ヶ月以内に撮影したカラー写真で、無帽・正面・上半身を写した鮮明なもの、光沢紙プリントとする。ポラロイド、スナップ写真は不可。
  - ・ 写真裏面に、登録番号・氏名を記入し、1枚は登録申請書に貼付し、1枚は同封する。
- ③「住民票」1通(本籍記載の3ヶ月以内発行のもの、コピーは不可)

#### (2) 申請書類送付先

〒105-0004 東京都港区新橋5-7-12 丸石新橋ビル3F  
一般社団法人 全国特定法面保護協会 あて

#### (3) 登録申請料

5,500円(税込み) 尚、振込用紙は更新講習会場で渡します。

#### (4) 登録申請料振込先

郵便振替口座 : 00180-2-411589  
加入者名 : (社) 全特法面協会・更新講習会係

#### (5) 登録申請期限

平成29年12月15日(金)まで必着

\*期限までに所定の手続きをしない場合は失効となりますのでご注意ください。

#### (6) 更新資格者証の交付

更新登録申請をした方には、当協会の「のり面施工管理技術者資格者台帳」に更新登録し、「のり面施工管理技術者更新資格者証」を平成30年3月16日ごろまでに郵送します。

## 5. その他

#### (1) 失効と回復

今回、更新対象者であって更新特別講習を受講できなかった場合は、資格者証が失効となります。ただし、次年度以降に更新特別講習を受講し、更新登録手続きをすれば資格を回復できます。

#### (2) 再交付

更新資格者証を汚損したり紛失したりした場合には、理由書と本籍記載の住民票を事務局へ送付していただければ再交付します。再交付申請書式はホームページに掲載しております。

#### (3) 変更届の義務

更新登録時の氏名・住所・勤務先等に変更があった場合は速やかに協会に届け出てください。変更届の用紙はホームページに掲載しております(資格者証登録番号を必ず記入下さい)。

※更新特別講習会や登録申請についてご不明の点は、協会事務局にお尋ねください。

